

改正

平成24年3月19日条例第23号

平成24年12月19日条例第40号

平成25年9月25日条例第16号

令和2年6月29日条例第13号

富津市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、富津市（以下「市」という。）が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権（前号に掲げるものを除く。）であって、規則で定めるものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、前3号及び法第240条第4項各号に該当しないものであって、規則で定めるものをいう。
- (6) 条例等 条例並びに規則、法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等を行わなければ

ならない。

- 2 市長は、市の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(債権管理体制の整備)

第5条 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

- 2 市長は、市の債権を債務者が履行期限までに履行しないときは、規則で定めるところにより当該債務者に係る当該債権以外の市の債権の情報を利用することができる。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促（私債権に係るものを除く。）したときは、督促手数料として1通につき50円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

第7条 市長は、市の債権（私債権を除く。）について、前条第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。この場合において、前条第1項の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、これらの延滞金額を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(遅延損害金)

第8条 市長は、私債権について、第6条第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数が

あるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する遅延損害金を加算して徴収するものとする。この場合において、遅延損害金の減額及び免除並びに年当たりの割合は、前条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

(滞納処分等)

第9条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、第6条第1項の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うことができる。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、第6条第1項の規定による督促をした後規則で定める相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、私債権等について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、私債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、私債権等を保全するため必要があると認めるときは、債

務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- （1） 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- （2） 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- （3） 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- （1） 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- （2） 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- （3） 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- （4） 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- （5） 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(債権の放棄)

第15条 市長は、私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(富津市督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止)

3 富津市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和46年富津市条例40号）は、廃止する。

(富津市督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の富津市督促手数料及び延滞金徴収条例の規定により発した督促状に係る公法上の収入金の督促手数料及び延滞金の徴収については、なお従前の例による。

(富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 富津市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の富津市営住宅設置及び管理に関する条例の規定は、平成24年4月以

後の月分の家賃について適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月25日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（富津市介護保険条例の一部改正）

- 2 富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（富津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

- 3 富津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

- 4 改正後の富津市債権管理条例附則第2項の規定、改正後の富津市介護保険条例附則第6条の規定及び改正後の富津市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月29日条例第13号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。